

3. 保健所における地域精神保健福祉活動の実践

神奈川県相模原保健福祉事務所

三代 浩 肆

1 神奈川県内における保健所地域精神保健福祉活動の変遷

(1) 昭和40年代

- ◎ 精神衛生法改正（昭和40年）「保健所を地域における精神保健行政の第一線機関として位置づけ、精神衛生相談員を配置できることとし、在宅精神障害者の訪問、相談事業の強化」
- ア 未治療及び医療中断の精神障害者に対する通院及び入院治療の援助
 - ☆自己決定の原則を尊重した個別援助（ケースワーク）の展開
- イ 家族教室の開催
- ウ 家族教室から地域家族会への組織化援助

(2) 昭和50年代

- ア デイケア（生活指導教室）の実施
 - ☆集団援助（グループワーク）の展開
- イ ポストデイケアとしての地域作業所創設活動
 - ☆地域援助（コミュニティワーク）の展開
- ウ 地域作業所連携調整の推進
- エ 精神保健ボランティアの育成援助
- オ 精神障害者団体の育成援助

(3) 昭和60年代～平成10年

- ア 地域作業所の複数化及び機能分化の支援
- ◎ 精神保健法施行（昭和63年7月）「精神障害者社会復帰施設規定の新設（精神病院から社会復帰施設へ）入院中の精神障害者の人権擁護規定の新設」
- イ グループホーム創設活動の支援
- ◎ 精神保健法改正施行（平成6年4月）「グループホームの法定化（精神障害者とは「精神疾患を有する者」と定義）道府県の事務を政令指定都市に委譲（平成8年4月）社会復帰施設から地域社会へ」
- ◎ 障害者基本法成立（平成5年12月）「精神障害者の対象規定（障害者計画の策定）」
- ◎ 地域保健法成立（平成6年6月）「保健所は、都道府県、指定都市・中核市（地方自治法）、政令で定める市（人口30万人以上）又は特別区が設置する」
- ◎ 精神保健福祉法改正施行（平成7年7月）「精神保健福祉相談員の業務に精神障害者の福祉に関する相談及び指導を追加（精神障害者保健福祉手帳制度の創設）市町村は都道府県の事務に必要な協力をするとともに、必要に応じて、精神障害

- 者及び家族等からの相談に応じ、指導するよう努めなければならない」
- ウ 生活支援のネットワーク創設活動
- エ 生活支援拠点創設支援
- ☆ケースマネジメントの展開

2 地域精神保健医療福祉の課題

- (1) 精神保健の課題（ヘルスマodel 市民・精神疾患患者・精神障害者）
 - ア 精神的健康の保持増進
 - イ 精神的不健康の予防
 - ウ 精神的不健康の早期発見
 - エ 精神的不健康の早期問題解決
- (2) 精神疾患患者医療の課題（メディカルモデル 精神疾患患者）
 - ア 精神科救急医療システムの整備
 - イ 医療中断者の人権擁護と継続的地域医療システムの構築
 - ウ 精神医療の内容充実及び精神医療の守備範囲・役割の明確化
 - エ 精神疾患患者の医療に関する法律の整備
- (3) 精神障害者福祉の課題（ソーシャルモデル 精神障害者）
 - ア 障害者福祉の一元化（精神障害者、身体障害者、知的障害者、難病者等）
 - イ 障害者福祉の実施主体の市町村一元化
 - ウ 精神障害者福祉施策、施設、プログラムの整備拡充

3 これからの保健所の役割

- (1) 都道府県保健所（二次医療圏域）
 - ア 精神的健康の保持増進
 - イ 精神的不健康の予防
 - ウ 精神的不健康の早期発見
 - エ 精神的不健康の早期問題解決
 - オ 精神疾患患者の早期発見、早期治療の促進と精神医療機関との連携
 - カ 医療中断者の人権擁護と継続的地域医療提供のコーディネート
 - キ 精神障害者の社会復帰、福祉に関する総合相談
 - ク 精神障害者の地域生活支援資源の情報提供とコーディネート
 - ケ 家族への疾病及び障害理解の教育的プログラムの提供
 - コ 自助グループ、家族会の支援、ボランティア等地域マンパワーの育成と活用
 - サ ケースマネジメントの実施
 - シ 地域精神保健福祉ニーズ調査及び施策の計画立案
 - ス ノーマライゼーション社会の構築と地域社会の構築
 - セ 社会資源の創設と地域社会の組織化
- (2) 指定都市（地方自治法）保健所の役割
- (3) 中核市（地方自治法）、政令市、特別区保健所の役割
- (4) 市町村保健センターの役割